

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成25年12月26日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成25年12月26日(木) 午後1時00分～午後2時24分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部会長 竹井道男  
副部長 服部孝規  
部会員 西川憲行 高島真 尾崎邦洋  
中崎孝彦 森美和子  
会長 宮崎勝郎  
副会長 前田耕一
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 松村大 新山さおり
- 6 案件
  1. 第16回検討部会の確認事項について  
議会改革の取り組みの報告について  
(1) 「亀山市議会・議会改革白書2013(案)」の確認
  2. 議会改革白書2014への掲載内容の確認について
  3. 議題  
(1) 完了した検討課題の整理について  
(2) 平成26年10月までに取り組む検討課題の優先順位とスケジュールについて
  4. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） 定刻になりましたので、第17回の検討部会を開催させていただきます。

今回は11月の改選で2名委員が差しかわりましたので、そういう意味では新しい体制での最初の会議となりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次項書にのっとって進めさせていただきます。

まず、第16回検討部会の確認事項について、事務局より報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、第16回の確認事項といたしまして、議会基本条例制定以降の議会改革の取り組みを議会改革白書2013として取りまとめるということで、その案につきまして、15日の部会のほうで内容を説明させていただきました。これについては10月21日の推進会議におきまして報告をさせていただき、全議員さんのほうに配付をさせていただいております。

ホームページにつきましては、抜粋版のほうを公開するというのを11月28日の議会改革推進会議で確認をいただいております、12月1日から公開をしております。希望者には議会図書室のほうで原本の閲覧が可という形になってございます。

それから、データ化したものをCDでつくっておりますので、希望される議員さんにはCDをお配りさせていただきますので、またご連絡いただきたいと思います。

ただし、その取り扱いとして、データのコピーは不可とするということを確認いただいております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 16回の検討部会では、今お手元にお持ちだろうと思いますが、議会改革白書2013の内容確認と、それに基づいて10月の議会改革推進会議の全体会議で報告と。それから、さらにその段階でホームページについても載せるという報告をさせていただいて、ホームページ用に割愛したもの、ほとんどタイトルだけです。これを全部載せるとすごい量になりますので、タイトルだけを載せたものが、今ホームページに掲載をされています。それで、これじゃあわからないと言われたときに、図書室で公開できるように1冊置いてあります、コピーが欲しければ20円だったか、一部有料で提供するというふうな仕掛けになっています。3年分ですので、相当量が多いので、そういう対応をさせていただきました。一部引用したものもあるんで、多分著作権やなんかの関係が出ると少し問題があるというか、公開すると若干問題があるかなというところもありましたので、閲覧だけにさせてもらいました。

以上が第16回の検討部会の確認事項です。

よろしいですかね、確認というか、お手元にありますので、その内容で配らせていただきました。

それから、2番目に議会改革白書2014への掲載内容の確認についてという議題がございます。

これも事務局から内容の説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 議会改革白書のほうには、各種会議ということで資料1をごらんいただきたいんですが、議会改革推進会議検討部会、議会運営委員会、代表者会議、正・副委員長会議、広聴広報委員会、これら各種会議、委員会の決定事項を載せてございます。次回、2014をまた発行いたしますときに整理がしやすいようにということで、今後は毎回部会のたびにそれぞれの会議で決定した事項をペーパーでお配りして確認をいただきたいというふうに思っております。

2013配付以降決定した内容でございますが、議会改革推進会議では、11月28日の推進会議におきまして、先ほどもご説明いたしましたけれども、抜粋版をホームページで公開することを確認いただきました。12月1日から公開をしております。データ化したCDの取り扱いとしては、データのコピーは不可とすることを確認いただきました。

その後、ほかでは、代表者会議におきまして、11月21日ですが、議長の常任委員会の辞任について議長からお話がございます、これを了承いたしております。これにつきましては、12月定例会の12日でございますけれども、本会議場におきまして、辞任を議決いただいております。

それからもう1点、表彰審議会への議員の派遣についてということで、この部分については、検討部会のほうでも決定はしてございませんでした分でございます、例規上は選出区分の中に議員という明記がございます。ですので、この部分を、例規を議長と改めてもらった上で、議長を派遣することを確認いただきました。その旨、執行部のほうにもお伝えをしております。

それから、12月12日の代表者会議では、予算決算委員会に理事会を設置することを確認いただきました。これにつきましては、12月18日の予算決算委員会で内規の一部改正を行って、ここで決定をしております。

続きまして、正・副委員長会議でございますが、11月28日の会議におきまして、所管事務調査に係る継続調査の申し出について、これまで毎定例会ごとに継続調査の申し出を議場で諮っておりますけれども、この申出書の中に、今回から調査期間を9月末までと明記をすることによりまして、一番初回の12月の閉会日に諮っていただきました継続調査1回で9月まで行くようにということで改めておりますので、これをここで決定をいただきました。以上でございます。

**○部会長（竹井道男君）** 議会改革白書の、今お手元にあるのが3年分ですので、また来年10月には2014年版を発行することになります。それで、ちょっと事務局と調整をして、10月21日以降議決されたものは、今6つの会議の議決事項が載せてありますので、この6つの事項に分けて、それぞれここへ載せさせていただきます。そうすると、これも10月には完成していますので、改めてデータを集める必要がないように、そういうふうにご報告だけ、これは決定事項ですので、ここで審議はできませんので、こういうものがこういう会議で決まりましたということだけ報告をさせていただきます。これがそのまま2014の白書に掲載をされていくということで確認をしていただきたいと思っております。ですから、これは確認だけにさせていただきます。議論はできませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、次の会議までに何か決まれば、またどんどん載せていきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の議題へ入らせていただきます。

これまで10月までに完了した検討課題の整理ということで、24年度分については既に3項目整理が終わっておりまして、25年度に取り組んだものはほとんど終わっているんですけど、どこかで完了というのをやらないと、いつまでも残っておりますので、きょうの会議をもって、それは終了しましたということを今回確認をさせていただこうと思っております。内容については、事務局から報告をいたさせます。

渡邊室長。

**○議会事務局員（渡邊靖文君）** お手元の資料2をごらんいただきたいと思っております。

この検討課題カルテにつきまして、25年度版ということで、取り組む時期によりまして、A、B、Cと分けてございます。Aは、25年度中に検討というものが全部で13ございました。その中で優先的に取り組むものが5つございまして、それぞれ第7回の議会改革推進会議、これは8月20日でございますけれども、ここです承をいただいているものばかりでございます。

ではまず、一番最初の検討課題6の部分でございますが、これは予算決算委員会の映像を1階ロビーで生中継で放映できないかということでございますが、対応内容、一番右下でございますが、ここをごらんいただきたいと思うんですが、第7回の推進会議です承され、一番最後、25年9月定例会の予算決算委員会から玄関ロビーでのテレビ放映を開始。これで、一応この項目については完了ということで、一番右上の改定欄のところに、25年12月26日完了としてございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、検討課題7番、委員会視察報告書のホームページへの掲載の関係でございます。これにつきましても、対応内容、一番右の下でございますが、第7回の推進会議です承をいただき、25年10月1日よりホームページにて公開をしております。一番右上、26日完了としてございます。

次、ページめくっていただきまして、検討課題12番でございますが、これは議案への賛否の公開ということでございます。これ、右下の対応内容でございますが、これも第7回の推進会議です承いただき、10月1日よりホームページで公開をしております。ということで、本日26日で完了ということでしてございます。

ページめくっていただきまして、15番でございますが、予算内示会の場の検討ということでございます。これにつきましては、従来、予算内示会を全員協議会の中の市長報告の中でやっていたておりましたけれども、これを全員協議会以外の場でということで検討部会のほうで予算決算委員会を活用するということを決いただき、それについては、右下の対応内容の中で、第7回の推進会議でもこの委員会を活用することを了承いただいております。

そして、25年12月18日のこの間の予算決算委員会におきまして、内規の一部改正を行い、委員会に理事会を設置して検討することといたしております。これも本日をもって完了ということでしてございます。

参考資料といたしまして、次のページに予算決算委員会の内規がつけてございます。これの2ページ目でございますが、第8条の部分に理事会の設置ということで、この間、一部改正をお認めいただいた最新版がつけてございます。12月18日から施行ということでございます。

続きまして、検討課題16番、議会改革推進会議規程の改正ということで、年1回の定例会を開催して、1年間の総括の報告ができないかというふうなことでございますが、これにつきましても、第7回の推進会議にて規程の一部改正を了承いただきまして、10月21日の第8回の推進会議の場で、議会改革白書2013をお配りさせていただきまして、条例制定以後の総括を報告させていただいております。

これも12月26日、本日で完了ということで、次のページには、推進会議の規程ということで、最初に制定された23年8月19日制定の条文がつけておきまして、一番最後のページにことしの8月20日に改正をいたしました新旧対照表がつけてございます。この中で、改正後には「毎年10月に開催する」という文言を明記してございます。

以上が完了分ということでございます。

○部会長（竹井道男君） 今、事務局から、25年度中にとりあえず急いでやりましょうというふうに進めたものを、7月26日が作成になっていますので、3回の議論を経てほぼ完了しておりますので、今日の会議をもって完了ということで、完了手続きをきょう確認していただきました。ホームページのほうに終了したカルテというのがつくってありますので、そちら側にこれを全部張りつけるということで、一旦抜けてしまうということです。そういう部分で確認をお願いしたいと思います。

特に、玄関ロビーでのテレビの放映というのは、実はまだまだこれは先がありまして、基本的にはケーブルテレビの生中継みたいのところまで入るか、この後ご説明しますけれども、委員会のライブ中継というものも検討項目にも上げてありますので、そういうものが上がってくれば、要は生で全市民に流していくという、その一つの動機づけというか、既成事実をつくったということですね。このロビーで放映したというのは、誰でも見られるじゃないかという既成事実を1回つくりました。

これも、実際には具体的に配線とかはしてなくて、手作業で事務局が階段のところへLANのケーブルを回してロビーで映していますけれども、これが行く行くはケーブルで生にするか、ライブ中継するかみたいな議論も少しやっつけていかなければならない課題となっています。

それから、予算決算委員会の理事会については、これは、内示会を行うのにどこが議論をするんだということですね。予算決算の運営はどこが議論をするんだと。通常は議運というふうになるわけですが、予算決算委員会は常任委員会の位置づけですので、議運でこの議論をすると、あとの委員会もみんな議運で議論ができてしまうと。そうはいきません。委員長がみんな委員会は采配をします。要するに委員長に絶大な権限が持たされておりますので、議運が各委員会の運営にまで口を挟むことはできないだろうということから、予算決算委員会は21人で構成をしておりますので、全員でこれも議論すると、なかなか議論も收拾しづらいところで代表者会議で議論いただいて、各会派から1名、理事会ということで設置をさせていただきました。

ですから、これからは予算決算に係る全ての内容、これは後ろのほうに内規もありますけれども、理事会において決定されると。今までは審議だけでしたので特段問題ありませんでしたけど、内示会をどういうふうに進めようとか、どんな方向でやろうという議論が理事会で議論した上、全員に諮ってオーケーをいただくというふうになりますので、一步これで予算決算委員会の運営もコンパクトに。この前、予算決算委員会で服部委員のほうから資料の取り扱いの議論がありましたね、提出してくださいという。そのときに、くしくも櫻井委員長が、理事会ができれば諮りたいというふうにおっしゃった。要はああいうケースとか、予算委員会、国会を見ておきますと、トラブル等は理事が走っていきますけど、ああいうイメージの中で、何か運用がトラブったときに今は議論する場がない。全員で議論しなきゃいけないと。それは代表者が集まって、正・副委員長で少し事前の調整をした上、各会派へ諮って調整すると、ワンクッション置くような制度として理事会を設置いたしましたので、内規の後ろの第8条にいろいろ書いてありますので、予算決算委員会で渡してありますけど、この辺はまたご一読願いたいと思います。

それから、最後の規程は、今お渡ししている規程は古いほうの規程ですので、一番最後にある新旧対照表の第5条ですね。10月に開催するほか、必要に応じ会長が招集すると。これで定例開催をここで義務づけたというふうになっておりますので、こら辺ももともとは会長が招集するとしか書いてありませんでしたので、10月に開催するほか、必要に応じ会長が招集すると。これで10月定例開催を義務づけてしまったという改正ですので、これについても確認をお願いしたいと思います。

議論に参加されていない委員も2人いらっしゃいますので、ちょっとわかりづらいことかもしれませんが、これについては全て完了ということで確認をお願いしたいと。

何か確認したいことがあればお伺いしますが、よろしいですかね、全部終わっているやつなんで。

(発言する者なし)

**○部会長（竹井道男君）** 特になければ、もうこれで確認できたということで、ホームページのほうには早速掲載をするようにさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これをもって、13項目中5項目は完了したということで確認をさせていただきます。

次に(2)のほうで、きょうの本題に入りますけれども、26年10月、要は1年を切ってしまいましたので、来年の改選までにまだ積み残しがいっぱいありますので、どんな順番で議論をするのかというところを事務局と調整をいたしましたので、その内容について今からスケジュールと検討課題の中身も、B区分というのをお渡ししておりませんので、A区分については改革白書には全部載せてありますけど、B区分はお手元にお渡しがしてありません。要するに、26年度に取り組む項目ですので、この内容もあわせて、A、Bあわせてスケジュールと、それに係る課題カルテの説明について事務局から説明をいたさせます。

渡邊室長。

**○議会事務局員（渡邊靖文君）** それではまず、白書のほうの229ページをごらんいただきたいと思います。

ここからが議会基本条例に伴う検討課題の25年度版ということになってございます。上のほうに書いてございますが、25年度中に検討というものをA、来年の改選までということで10月までに検討するものをB、随時をCという区分をこれまでの部会のほうでご確認いただいております。

先ほどもお話しございましたが、A項目は全部で13ございまして、今5項目終わっておりますので、残りA項目としては8つございます。それから、来年10月までに取り組むということでB項目につきましては全部で18項目ございます。ですので、Aの残りの8とBの18項目合わせますと、10月までにせんならん取り組み課題が26あるということでございます。

その中で、こちらのお手元にお配りさせてもらった資料3、A3の大きなものでございますが、これがそれを一覧にしたものでございます。今回、区分A、Bにこだわらず、優先的に取り組んでいくものから整理をいたしておりますので、全部で区分としては4段階に分けることができるんじゃないかなというふうに思います。

それぞれ関係条例、それから内容、検討内容をまとめさせていただいておりますので、その横がスケジュールということで案として提案をさせていただきたいと思います。

まず初めに、一番最優先ということで、市民アンケートの実施ということでございます。

それから、お手元の資料4のほうのカルテにつきましては、このA3の順番にカルテのほうも順番にしてございますので、検討課題番号でいくと32ということでかなり遅い番号ですけれども、これが一番最優先ということになってございます。それについては、カルテも一番上に来ておるということで、これは連動しております。

A項目につきましては、もう既にカルテを配付してございますので、説明のほうは省略させていただいて、Bカルテにつきましては、若干内容も説明させていただきたいと思います。

今回、B32番につきましては、市民アンケートの実施ということでございます。市民アンケート

につきましては、26年度の予算のほうにコンサルの委託のほうも予算として上げてございます。アンケート案の作成の補助、それから最終回収したアンケートの分析、その辺も含めての委託を考えております。ですので、予算が議決されました、4月からアンケート案の作成に入りまして、5月ぐらいには内容を固めて、6月に実施をしたいと。一応、アンケート1,000人対象にというふうに思っております。市のほうは、よく計画物ですと2,000人を対象に出しておりますけれども、計画をつくるわけではございませんので、今回、広く市民の意見を聞くということで1,000人、回収率は約半分ぐらいかなというふうな形で考えてございます。

回収のまとめを7月ごろにいたしまして、9月には報告書のような形で取りまとめたいというスケジュールで考えてございます。

続きまして、課題番号9番ということで、広聴広報機能の充実、これはホームページを捉えておるわけですが、これにつきましては、広聴広報委員会のほうに委ねておる部分でございます。執行部のほうは、27年1月11日の市制10周年に合わせてホームページをリニューアルしてスタートさせたいというふうな意向を持ってございます。ですので、27年1月ですと26年度中ということですので、今度の新年度の予算で上がってくるかと思うんですけれども、私どものほうの広聴広報委員会で、リニューアルの方向性とか、こういった形のホームページにしていくかということはおもうご議論いただいておりますので、広聴広報委員会の要望につきましては、全て執行部のほうに広報秘書室と、今現在の業者のほうに説明をいたしております。ですので、あとは予算がついて、執行部のほうの考え方の整理がどうなるかというところでございます。

最後、改選までということですので、10月までに確認をするというスケジュールになってございます。

続きまして、検討課題番号10番、これは広聴広報の中でも議会報告会の部分でございます。

これにつきましては、新年度4月ごろから開催の是非について、この部会でご検討いただければというふうに思っております。もともと議会のあり方等検討特別委員会のほうでツーステップ論ということで、議会報告番組であるとか、各常任委員会の機能の充実ということで所管事務調査を始めて、そういった中での意見交換、そちらをまず重点的にやってきておりますので、これまでこの議会報告会の議論はございませんので、まずはその開催の是非から入っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、課題番号17の本会議、委員会のライブ中継、これはBですので、カルテのほうもごらんをいただきたいと思うんですが、3枚めくっていただきますと、検討課題が17で出てまいります。ここでは委員会のライブ中継の検討と書いてございますけれども、一応この大きなほうでは本会議も含めたライブ中継ということになってございます。新年度の予算要求の中で、今現在、ネット配信につきましては、本会議と予算決算委員会の録画配信をやっておりますけれども、新年度予算要求の中では、ネット配信のほうをライブでも配信をできないかと。それから、今はスマホ、タブレットでは見られませんが、それを見られるように、そういった形の予算を上げてございます。ですので、3月で予算が議決をされましたら、インターネット配信のライブ配信とスマホ、タブレット対応、この辺を直ちに4月から契約を進めて作業していきまして、9月の定例会から何とかライブ配信ができないかなというふうなスケジュールで、ちょっと今ここには書いてございませんけれども、予算の確認がされて、うまくいけば9月ぐらいからは始められるんじゃないかという考えではあります。

続きまして、検討課題20、21、22、23番の4項目につきましては、次回の一般選挙からは議員定数が18名になるということで、議員定数18名での議会運営ということの検討内容でございます。

①が委員会運営のあり方、各常任委員会の人数をどうしていくんか、委員会数をどうするのかという部分。それから、議会運営委員会のあり方、それから3番目では、議長、委員長の責務、4番目として、議長の委員の就任について。この4番目の議長の委員就任については、この12月定例会では、宮崎議長のご判断で委員辞任というようなことで同意をいただいておりますが、この辺も行く行くは委員会条例のほうの改正といったことも検討していただかんらんという形になってございます。

いずれにしても委員会運営の関係ですので、9月の定例会では条例改正をしていかならん部分でございますので、締めが9月になってございます。ですので、8月にはまとめをしていかならんというふうなスケジュールになってございます。

それから次、検討課題8番、議会要覧の確認、見直しということで、現在、議会要覧ということで、皆様に申し合わせであったりとか、例規関係であったり、1冊のファイルでお配りしておりますけれども、これを大きく見直しを今進めております。今年度中に見直しを完了して、年度が変わりましたら内容をもう一度確認して、9月には新しい議会要覧の発行したものを皆さんにお配りしたいというふうに思っております。

ここまですり優先順位1ということで、26の中でまずこの項目を最優先で今後取り組んでいくということで、水色の部分でございます。

次、優先順位2番目ということで3つ上げておりますけれども、その中のまず1番目が課題番号5番で、今議会から各審議会等への議員の派遣のほう、これまでこの場で議論いただきまして、派遣廃止後の各関連団体との議論の場の設置ということで、これについて年が明けましたら、考え方のまず整理をしていこうというスケジュールでございます。

次が課題番号14番でございますが、議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのかというふうなことで、これについては、委員会を活用してはどうかということになってくるわけなんですけれども、この辺も考え方の整理を年明けから入っていきなというスケジュールでございます。

課題番号13でございますが、これは反問権の関係でございますけれども、反問できるものの範囲、反問できる内容、回数、この辺が全然まだ決まっております。ですので、この辺の取扱要領の作成が必要かなということで、年明けから素案の作成をしていかなきゃだめじゃないかということで上がっております。

現在、その反問にかかっている執行部側の質問の時間、議員さんの答弁の時間、この辺は時計はとめておる状態でございますけれども、その辺もどこにも明文化されたものはございませんし、反問できる内容とか回数も特に決まっておりますので、その辺も整理をしていきたいというふうに思っております。

ここまですり優先順位2番ということで上げさせていただいております。

次、優先順位3番ということで6項目上げさせていただいております。

まずは、11番はA項目で上がっております、本来なら課題番号が違いますので別々のシートにしておくところでございますけれども、関連があるということで、今回も1つのカルテにしてござ

いまして、検討課題も11、19セットにして、公聴会制度及び参考人制度ということと、請願者の説明機会についてを1つの検討項目として1つのシートにしてございます。これについては、運用方法等取扱要領の検討ということで、これについても年明けから資料収集に入っていきたいというふうなスケジュールでございます。

続きまして、課題番号25番、議会提出議案への市長等の意見表明についてということでございます。

これにつきましては、議会側が議員提出議案、委員会提出議案した場合に、今のルールでいきますと、市長が意見表明をする場がないということでございますので、この辺の取り扱いの検討をしていくということで、これにつきましては、調査委託ということで5月に入れてございます。今現在、議会面に関してさまざまな調査支援委託ということで、株式会社ぎょうせいのほうに年間20万ほどの予算で、何か調べてほしいことがございましたら委託をして、支援をしてもらっております。ですので、そういったコンサルを活用して、他市の状況も含めて調査を、これについてはお願いをしようかなというふうに思っております。

26番につきましては、お手元のカルテもごらんいただきたいと思うんですけれども、議会の議決事件の関係でございます。今度、第2次総合計画を作成するときに、議会の議決事件として条例の改正を行うことの検討ということが議論する内容に入っております。地方自治法の改正によりまして、今まで市町村の基本構想については議決事件であったわけなんですけれども、これが撤廃をされておりますということで、その辺、執行部のほうがどのようにされるかということもござります。ですので、この辺はまちづくり基本条例の改正あたりとの確認後ということで、特に入れてございません。

27番目の議会の議決事件の追加のことにつきましても、この2つについては一旦空欄としてございます。

続きまして、検討課題28番でございますが、政務活動費の関係でございます。これにつきましては、詳細な報告の検討ということでございますが、現在、ホームページでは、収支報告書は掲載してございます。会計帳簿までは掲載してございません。そのかわり、議会図書室のほうで会計帳簿までは閲覧が自由にできるようになってございます。その後の領収書まで来ますと、これは情報公開請求をしていただくと、あれば見ていただくという流れになってございます。

ですので、今回はこの会計帳簿を公開するかしないかということで、他市の状況とか、その辺を資料収集していきなというスケジュールでございます。ですので、閲覧可ということまでしていただきますので、皆さんのご了解さえいただければ、これについては早く公開できる可能性もあるかと思えます。

それから、29番目が長期欠席者への対応ということで、議員が自己都合とか病気なんかによりまして長期間活動を休止したときの議員報酬の減額といったことが検討課題となっております。これにつきましても、年明けから資料収集を始めますけれども、コンサルのほうへの調査委託の中で、これも含めて他市の状況なんかも一度研究していただこうかなというふうに考えております。

ここまでの優先区分3番目でございます。

次、4番目の項目を5つ上げてございます。

そのうち、まず一番最初の18、24、30、検討課題番号なんですが、この辺、全て政策形成や立案能力の向上ということで、コンサルや大学との連携、または委託、こういった項目ばかりですの

で、1つのカルテとして合体をさせております。

それから、31、33につきましては、議会基本条例の目的達成の検証のあり方ということで、見直しの手続の手順書の作成であったり、検証委員会の設置という部分でございますので、この辺は、例えば検証委員会なんかも大学との連携の中での可能性も出てこようかと思っておりますので、この3つは、ひっくくめて大学との連携の可能性の検討をずうっとしていただければどうかなということスケジュールを組んでございます。

それから、最後から2つ目の検討課題4は、通年議会の調査ということでございます。これにつきましては、6月に調査委託、これもコンサルの関係でございますが、よその状況なんかも調査をしていただきたいという形で上げてございます。

ことしの議会運営委員会の視察では、天津市のほうへ通年議会、ことしから始めておりますので、視察も議運で行ってございます。ただ、まだ全国で通年議会をとっている市議会は本当に少ないです。まずはそういったところの情報ということで調査をお願いしたいと思っております。

それから一番最後につきましては、議会基本条例の基本理念の抽出ということでございます。これにつきましては、既に委託済みと書いてございますけれども、亀山市の場合は、執行部ではまちづくり基本条例、議会のほうには議会基本条例がございます。この2つを一本化した本来自治基本条例という大きなものがあって、その2つがそれにぶら下って2つのまちづくり条例と議会基本条例という形になってこようかと思うんですが、この自治基本条例をつくるときに、当然議会基本条例の理念、こういったものがこの自治基本条例の中には入ってくるわけですので、その部分の抽出ということで、今現在、株式会社ぎょうせいのほうに25年度事業として委託済みでございます。この辺も来年の10月をめどに確認できればという形でスケジュールを組んでございます。

以上がスケジュールについてでございます。

**○部会長（竹井道男君）** 一応、白書に説明がありましたように、25、26年の2カ年ということで整理をして、一旦検討部会でお渡しがしてありますので、基本的にはその全部をここに放り込んだというふうにまず確認をしていただき、ご理解をいただきたいと思います。

その中から、優先順位として1、2、3、4というふうに4分類にしたと。ですから、急ぐのが1ということになりますので、少し細かくスケジュールもいろいろ放り込んであります。やっぱり目で見えないと、いつまでに終わるんだということになるので、9月に条例改正をしたいもの、それから9月までにまとめたものというふうにして入れてある。2から4までは、アバウトです、今。要するに、ここまでの議論がまだちょっと事務局と詰め切っていないので、イメージとしてはこんな感じで行こうかなというふうなことです。ですから、物によっては一気に進むものもありますし、物によっては、結局半年間の9月まで動かないと、要するに考え方ぐらいを整理して次の期に渡すということもありますので、大きな流れとしては1を中心に議論は進めたい。それから、2、3、4でも必要なものがあれば、早く終わればそれはどんどん途中でも入れ込んでいくと、そんなイメージをお願いをしたいというふうに思います。

きょうは説明だけというふうにご覧になっておりましたので、きょうお渡ししたカルテは、全部AもBも入れてありますので、もう一回熟読をしていただいて、この後、正・副委員長と事務局で素案みたいなものはつくらせてもらいますので、その素案に対して皆さんのほうの意見を伺うという考え方で進めさせていただきます。

そうしないと、ゼロからやっていると、とても間に合わないので、とりあえず複数の案をお出しして議論していただくと。決定したものは出しませんので、複数あるというものは複数の案を出しますので、それによって議論をしていただきたいというふうに思います。

それと、私のわかる範囲でもうちょっと補足をしますと、下側から行くほうがわかりやすいので、4番のところですね。優先順位の4というところ、一番薄いというか、遠いイメージがあるんですけど、実は18、24、30のところ、コンサルとか大学と連携委託という、ここをまず模索して、この前、議運で天津市議会へ行きましたけど、あそこは龍谷大学とパートナーシップ協定という、大学とそういう協定を結んでいて、いろんな政策とか、そういうものにお知恵をいただくというか、そういう大学等が見つかって、お金もそこそこ要りますので、そういうものがクリアできれば、そういうところを軸に検証だとか見直しというものも考えられないかと。私たちだけでここをやろうとするとなかなか大変なんで、検証委員会の設置といっても議員自身がよくわかっていないとできませんし、県ですと、日本でも有名な大学の先生を集めて検証委員会で基本条例をやっていたけど、そうもいきませんので、そういう意味では、少し大学と連携の可能性をまず探らせていただきたいと、そんなふうに考えております。それがある程度見つかってくれば、あとの2つもそれに連動して案を考えていこうかなと。

それから、通年議会は、今のところ天津市議会も見に行っていて、やる気になったらやれないことはないんですけど、まだまだ少ない。四日市市議会がたしか最初ですので、この前も四日市の議員さんに聞いたけど、そう変わらんよとおっしゃっていましたが、これは少しメリット、デメリットというか、どんなことが違うんだという資料については調査委託で少し調べて、皆さんにもお示しをしたいというふうに考えております。

一番メリットがあるというのは補正予算ですね、天津市議会で言われたのは、補正予算がいつでも出せると。1週間あれば出せますので、だから専決がなくなるし、いろんな細かいことが一気に行けると。わざわざ臨時会を開かなくてもいつでもできますので、そういう意味では、議会側に主導権を持つというのがこの発想ですので、少し調査をさせていただきます。

それから、理念の抽出は委託済みになっておりますけど、まちづくり基本条例にはできるだけ書き込みをしないようにということで調整をしております、書いてあるのは最後のページにありますけど、議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならないと、1項だけあるだけなんです。議会は何をすることかというのは書かせてありませんので、まちづくり基本条例には、議会とは何ということをそれに入れ込めば、まちづくり基本条例における議会の位置づけもはっきりしますので、議会基本条例は具体条例ですので、前文のところにある議会の考え方をもうちょっと条文化するようなものにつくり変えてもらって、それを温めておこうかなと。行く行く、四日市市は自治基本条例を持っておりますけれども、議会と理事者のほうで一本化した条例をつくりたいという思いもあります。これは議会側からやれますので、やる気になったら、そのための準備をさせてほしいということです。ですから、すぐにこれも動くものではありません。ただ、でき上がりましたら皆さんのほうに確認をして、内容のほうのチェックもお願いをしたいと思っています。

それから、その上の優先順位3につきましては、議員報酬は昨年視察に行った市議会でこういう条例がつくってありました。長期欠席者への対応、緩いものですけど、そういうものがつくってありました。最近、愛知県のほうで、中国で逮捕されて、市民の人は、何で払うんだとおっしゃいますけど、

今の条例上、払わなければいけません、給付できますので。議長の日割り計算とかはいろいろトラブルがあって、議員と議長就任時の日割り計算というのはつくりましたので、昔は、議長は1日でも就任すれば一月渡していましたが、伊賀でいろいろトラブルまして、亀山市議会もすぐに変えました。今は日割り計算です、就任に日数によって変えてありますので。

それから、全休というのか、例えば病気かなんかで定例会を全部来なかったと。でも今は出せます、支給しなきゃいけませんので。そういうものも含めて、ちょっといろいろ考えておいたほうがいいのかなという、去年視察に行って感じましたので、最近、愛知県でああいう事件があって、テレビでもばんばん放映されて、当然渡さなきゃいけませんので、何で渡すんだと言われても、条例上、渡さなきゃいけないので、それを戻すと寄附行為です所以議員は供託されたわけですね。要らないということとはできない、戻せないの寄附行為になりますので、戻すこと自体が。だから、少しその辺も含めて、ちょっと調査をしようかなということで、これは調査委託にしました、ぎょうせいのほうへ。調査委託をして、まず報酬とは何ぞやということですよ。給料じゃありませんので、報酬ですので、何かやったことの対価ですので、報酬とは何ぞやと。それから、それがとめられるかという考え方、どういう場合にそれが支給なくていいんだとか、ちょっとその辺の粗い議論はしておきたいなど。今回決めるということじゃありませんので、少し素案とか考え方は整理しておきたいと考えて、これはぎょうせいのほうに調査させますので、その報告が来て、少し議論だけはしておきたいなということです。ここは規定はありませんので、何も。

例えば私、たまたまこの前、昨年入院しましたけど、あれがもし3月定例会中に入院しておりましたら、一切出てこれないですね。病気だからしょうがないんじゃないのといっても、何で出てこない人に払うんだということになるので、その辺を含めて。ちょっと会社とは違いますので、私たちは。月給とは違いますので、報酬の議論、報酬の考え方、そういうのを少し整理させてからこの議論に入らせていただこうと。だから、今期中に決めるということじゃありませんので、少しそういうことも準備をしておいたほうがいいのかなということです。

政務活動費は、これはまた議論いただいて、出してもいいということであれば、すぐでも出せるように、これは会派の議論が要りますが、これはまた改めてやらさせていただきます。

それから、26、27については、今も説明がありましたけど、総合計画をつくるかつくらないかなんです、要はポイントは。今第1次総合計画、これは古い自治法上でつくっておりますけど、今度はずくなくてもいいわけです、自治法上は。ですから、行政が第2次総合計画をつくるという判断になれば、これは私、本会議で質問しましたが、まちづくり基本条例にうたうという答弁をしております。ですから、まちづくり基本条例が根拠法令になります。まちづくり基本条例によって基本構想をつくるということになりますので、それが提出をされれば、それにあわせて議決事件も変えたいという意味です。今を読んでいただくとわかりづらいですよ、多分。26番を読んでいただくと。旧の自治法によって決められた基本構想、計画となっていますので、新しいやつはないわけですから、これ、第2次総合計画でつくらなかつたら、この条例自体がなくなってしまいます。だから、そうすると、新たな議決項目の必要性というものも何か起こしておけば、例えば都市マスタープランなんかはよくやっているところもありますけれども、そういうものを1個、議決で起こしておけばこれは残ってしまうと。だから、この辺の議論は、もっと先の話です、頭の中にそういう流れがあるということだけ確認していただくと。

それから、25の意見表明については、これ反問権とか反論権ではなくて、議員提出議案です、要は。議員提出議案は、今意見書ぐらいしか出しませんが、もし条例つくったり修正をかけたり、議員で提出をします。そうすると、議員出しますとほぼ通っていくわけですよ。全会一致とか、過半数の人が賛成をするような議案をぽんと投げると、通っていくんです。

そうすると、市長は、一切それに関して質問すらできないと。意見を述べさせてくれといっても聞く必要もないわけですね、我々が提案。だから、そういう意見表明をさせるのかどうかという、これもそういう市もありましたので、視察に行つて。この議論もしておきたいなど。軽微な提案であつたら言いませんわね、何も。ただ、すごく重要なものだったら、自治基本条例をつくるぞと提案して、みんなの賛成もあり、そのとき市長は一切聞けないということでは、少しそれも一方的かなというのがあつて、これはまだまだ先の話ですけど、こういう意味で少しその辺のところも調査しながらよその市の状況も見てやろうかなということですよ。

それから、11と19は、たしか制度上違うんじゃないかと。要は、呼ぶということですね。市民を参考人に呼んだり、そういう議会に人を呼ぶということを今までルールがありませんので、少しその議論をしておきたいと。特に先にやりたいのは、請願書ですね。請願の代表の人を呼んでご意見を伺うと。これも昨年、視察に行った議会ではそういうことをやっておりましたので、今は紹介議員が説明をするというふうになって、直接的に本人が来て説明するというんであれば来ていただくと。そういう場ができないのかどうか。まずその辺の議論を少し事務局とも調整しようかなと。要領もつくらなきゃいけませんね、どんな手順で、どんなことを聞いて、時間はどれぐらいでというふうなことも要りますので、それも時代かなと。特にライブ中継とか始まりますと、請願者も呼ばずにばんばんやっているじゃないかということになると、やっぱり聞いているということも映しておけば、市民理解も深まります。これも今すぐということじゃありませんけど、そういうものも今後必要があるかなということで、3番目のところに入っています。

それから、一番悩ましいのが2のところの5と14なんです。これは、審議会に派遣しないということを決めましたので、派遣していた委員会との協議をどうするんだということと、それから、そういうところで計画をつくっているケースもありましたので、今度は、今議決事件で決めているのは、構想と基本計画だけですので、それ以外の計画については、今は急に呼ばれて協議会を開いて、説明して、意見ありますかと終わってしまうと。既にそれは成案に近いと。だから、これは何遍もこの場所で議論していますけど、委員会としてもちょっと積極的にそこに入れたいだろうかと議論も、これも2月までにもうちょっと考え方を整理して、私自身もまだ整理がついていませんけど、これはカルテを見ていただきますと、5のカルテにこれまで派遣していた委員会があります。国保協議会と、これに書いてありますけど、農業の関係ですね。農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、国保運営協議会、土地開発公社、行政改革推進委員会、それから社会福祉協議会、この6つの団体については派遣をしないというふうに決めましたので、今年ですね、25年度とはいうものの、産業建設委員会では農業振興地域との会議をやりました。教育民生委員会では、国保の運営協議会の事務局との会議がありました。社協もたしかやりました。というふうになっていると思うんです。あと残っているのが、土地開発公社とか、行革の関係。それから、振興会もたしか関連団体ではあるんで、そういうところを含めて少し要領をつくって、どういうふうに取り扱いを進めていくのか考えていきたいということです。そうしないと、今まで委員を派遣して意見が言えたのが全く今は言えませぬ

で、やっぱり意見を我々としても披瀝するというか、考え方を調整すると。

裏のページに定例会で予算決算書が今提出されています。土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターの4つについては、予算決算が提出されておりますので、例えばそれに合わせて議論することも可能ですので、少しそういう手順書みたいなものを事務局と調整をしてつくらせてもらおうと思っています。ただ、難しいのは計画のほうですね、どうやって関与していくかと。今は審議会に派遣しないほうの議論だからいいんですけど、ありとあらゆる計画に対して、議会がどこまで関与しながら議論していくというのは、これは全く今整理がされていません。ただ、5月の所管事務概要説明で、各所管する委員会の今年度中の改正する計画については列記させるようにしました。ですから、この5月のやつを見ていただきますと、各委員会でどの計画がことし改正になるというのは書いてあります。それをつかまえて、各委員会で事前に議論をするのかという流れがまだできておりませんので、少し事務局と調整をした上で、少し皆さんのほうにまた議論をいただこうと。ある程度煮詰まったら、正・副委員長会に渡したいと思っているんですけど、余りここで進めても、仕切るのは各常任委員会の委員長ですので、ある程度行ったら、正・副委員長会議かなんかにお任せして、詳細は決めてもらおうかなというふうなことも考えています。それも含めてやらせていただきます。

反問権はさっき説明したとおり、もうちょっと要領をつくっておかな曖昧かなというのがありますが、これは事務局と調整をしてつくったものを出させていただきます。

残りましたのが上の1番目の9項目が残っている。一気にやらせてもらって終わりますので。

市民アンケートについては、検証のあり方についてのチェックをする必要がありますので、これについても今回からアンケートをやらせていただくというふうに考えています。内容については、ぎょうせいのほうに委託をする予算を組んでおりますので、それができてから皆さんのほうへの内容の確認をとって、6月には実施に入りたいと。これは4年に1遍ぐらいの間隔でやりたいと。

それから、定点観測というか、同じ項目を毎回聞けば変化が起きますので、毎回聞く問題と変動させるものというふうなことで、少し設問についても調整が要るかなと考えております。これもぎょうせいの案ができた段階で皆様のほうからまたご意見を頂戴します。

それから、議会報告会は、また1月から少し説明をしながら、各党派のご意見をまとめてもらおうと思っていますので、これはまた後にさせていただきます。

それから、ライブ中継のほうの予算は要請はしておりますけど、委員会のライブ中継をやろうとすると、少しこのレイアウトではやりづらいので、やはり委員会のほうはもっとおくれるのかなと。とりあえず本会議のライブ中継ぐらいからは入れるんじゃないかなと思っていますけど、少しこの辺も予算ができた段階で事務局とも調整をして、どこかの段階で考え方は出させていただきます。どこから入るのかとか、全ての委員会をやるのかとか、そういうことの議論をさせていただきます。

あと、18名の運営で4つありますが、下の2つについては、責務と委員の就任については、もうある程度案をつくって、これを出させていただきます。今回、宮崎議長の英断というか、外れていただきましたので、委員の就任については外れた格好で委員会条例もつくりたいというふうに考えています。これまた皆様のご意見を頂戴しようと思います。また賛否が出るかもしれませんが確認したいと。

それから、議長、委員長の責務は、今の条例には書いてありませんので、やはりここもきっちり明

記しておかないと、なぜ議長が委員にならないんだということにもなってきますので、やはり議長のあり方や委員長のあり方については、地方自治法上では、議長なんかは書いてありますけど、それも同じことになるかもしれませんが、議会基本条例上でも議長の責務とは何なんだということもうたいたいと。それと関連してこの4が出てくるというふうに考えている。

それで、議運のあり方については、事務局と私のほうで今少し素案的に考えているのは、案分方式がいいのかどうかということですね。今2人会派は委員に認めておりませんので、例えば2人会派が半分ぐらいになったと。22で5つできちゃったと。残りの12人で7名を案分しますと、下手すれば1つの会派で過半数をとってしまうことになってしまうと。ですから、2人会派を今までどおり進めるということであれば、案分方式でやってしまうと、1つの会派がほとんど議運の決定権を持つようなことも可能性としては出てくるんです。だから、そういうことも含めて、少しこの辺の委員会のまず委員のあり方についてたたき台をつくって議論をしていただこうというふうに考えております。今は案分ですので、7名いると、たしか今の会派構成は3名だと思うんですよ。7人のところで3人も出てくるわけですね。5人のところでも2か1です。私のところも4ですけど、2か1です、抽選で引きますので。5人いて1人しか出せなくて、7人のところは、計算上3出るということになってくるんで、その辺も含めて、議運というのは数ではなくて会派の頭割りで行くのか、いやいややっぱり、それは構成した人数で行くのかと、そういう議論だけですが、また最後は議運に渡さなきゃいけませんけど、その辺のところも、18名になったときに少し議論をしておきたいなと。

残ったのが委員会運営のあり方、これが一番重要な内容になります。通常どおり3で行くのか、減ったので2で行くのか、そういうふうな考え方ですね。それはこちらで複数の案をつくってご提示しようと考えておりますので、少し時間を頂戴したいと。原案をつくってからお渡ししたほうがわかりやすいと思いますので、いろいろ考えられる要素を入れて、2つの案を提出したいというふうに考えておりますので、ちょっとその段階でまたいろんなご意見を頂戴したいと。

これは9月までにきっちり決めておきませんと、選挙が終わりましたらすぐに役選で、11月中に委員会ができますので、だから、少なくとも9月までには全部条例改正して、とりあえず翌年はそれで行くというふうに決めていただきたい。例えば、それであかんということであれば、また変えてもらえばよろしいですけど、まずは1回目だけは何らかの形をつくっておかないと、従来どおり行くのか、新しいので行くのか決めて、新しいので行けば一遍やっていただいて、やっぱりこれじゃあかんといったらまた変えてもらえばいい。そのためにこの条例というのは変えられるようになっていますので、一度その議論もやっておいてから、9月までに何らかの結論をもって臨みたいと。それが私たちの責任だと思いますので、次の人につくれと言ったって無理ですので、10日間で委員会構成なんかはできませんので、それは先行的にやってしまうと。それでまた必要があれば変えていただければ、新しい議員の方で議論していただいて、ふぐあいがあれば、それは幾らでも変えられるようになりますので、そのためのルールですので、それをちょっとやらせてもらおうと。

だから、条例改正と書いてあるのはそういうことです。一旦結論はとりたいという思いですので、ですから、きょうの段階では、このカルテの簡単な説明と、まだこれは完全に入れ切っていないものもあり、簡単につくってあるだけなんで、入れ切れるものは厚盛りにして、議論できやすいものにつくり上げると同時に、とりあえず1ぐらいからどうやって進めるか、まだ事務局と調整して、どの順番で進めていくか。一遍に2つ、3つ追っかけられますので、まぜ込みながらやらせてもらおうとい

うふうに思います。ですから、ちょっとその辺もまだ完全に決め切っていないものですから、スケジュールの順位とか優先順位については1月以降でお願いしたいというふうに考えています。

ちょっと私のほうから補足的に長くなりましたが、1から4までの考え方を少し補足させていただきました。

今の段階で何か確認されたいことがありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。わかりづらかった点とかなんかあれば。現状と課題程度はカルテには書いてありますので、一度ご一読いただいて、1月に向けて。

森委員、どうぞ。

**○部会員（森 美和子君）** 市民の参画の請願者の説明機会は、今でもできるようになっていると思いますが、それをきちっと明文化するということですか。

それともう1つは、計画に対しての関与ですけど、パブコメを向こうが出す前に議会がそれを見て、何か修正がかけられるところというのは、それもできているんじゃないですか、違いますか。できているような気がしてたんですけど、違いますか。

（発言する者あり）

**○部会員（森 美和子君）** それがあったので、何か整理がついてきて、今回5月に、次が変わる計画というのがばあっと出ていて、変わるときにはもうそういうふうになっているのかなと、勝手に思っていただけなんですかね。

**○部会長（竹井道男君）** それがあるんで、ことしは何かありますかというのを outsized たんです。ことしは何が変わりますかと、各部で。だから、少ないところは例えばなかったり、いっぱいあったり。それを、本当は、こんなことを言うと叱られますけど、各常任委員会の正・副でチェックした上でどう関与していくかとしてほしかったんですけど、そこまでの議論がされていない、今の正副委員長会議では。私としては、それ以上突っ込むと関与し過ぎじゃないかと、この委員会では。だから、本来は正副委員長会議でわかっているんで、ことしの計画は。どのタイミングで議論をすると、申し入れさそうというふうにね。だから、例えば質問しますと、子ども・子育て会議の骨子案というのが1月ごろで出てきますけど、じゃあどこでそれが出てくるんだろうかというのは、教民の委員長、副委員長が興味を持ってなかったら、済みませんと慌てて3月ごろに来て、突然聞かされて、ご意見があればパブコメですというふうに、これまでのやり方はそういうやり方なんで、歯どめをかけたいと、最初から。だから、ことしの計画で、これとこれは委員会で議論をやるぞと、そういうルールをつくっていないの、まだ。悩ましいというのは、それがどうやっていいのか、まだよく自分自身もわかっていない。やらないかんということはわかるんですけど。だから、例えば地域医療再構築プランでパート2ができて上がります。あれは非常に大きなテーマですね。ことしとわかっているわけですよ。今度何かあるみたいですけど、ああやって言うてくるから受けるんじゃないなくて、こっち側から能動的に、もうそろそろ2月だけ原案はできましたかと。できたら確認したいですというふうに、そういうルールというか、取り扱いをつくりたいなど。それを意思統一しておいて、正・副委員長になった人は、正副委員長会議を11月ごろ開いて、ことしはこんな計画が出ていますので、よろしく願いしますというふうな事務局からも確認をとる、そういうルールができていないんですよ。

ですから、これは委員会もそうです。審議会もできていないんです。たまたま教民ではしていただきましたけれども。産建もヤーヤー言っ、農業委員会のほうに来ていただきましたけど、あれを定

例的にやらないあかんわけですね。それもまだ確立されていないと。だから、委員会の年間スケジュールができていないんです、今。所管事務調査はできていますけど、あれにまた要るんですよ、計画と、諸団体との関与というものを入れて、そういう年間スケジュールを、本来委員会でも11月か12月に委員会を開いて、渡して、確認せなあかんと思ってるんです。でも、そこまで今、正・副委員長とのコンセンサスができていないと。だから、ここで議論してそれをつくっておけば、事務局からそういう動きをしていただくかなという思いもあるんで、まず皆さんのほうでいいんじゃないか、やろうよというふうな部分までは行っているんですけど、具体的にというとまだちょっと動きがとれていないので、またそれも案をつくって動けるところからやろうかなと。ですから、きょうのあしたが多いわけですね、特に計画は。ぎりぎりまでできないので、きょうのあしたみたいなものが多いので、できれば一月ぐらい前に来て、皆さんだと、基本構想は議論しておるんやな。基本構想を思い出していただくといいんですけど、基本計画の議論がありましたね。あれ、委員会に振ったんです、今回、分科会に。

今までは、基本計画の議論、これは議決だから議論したんですけど、今までだったらないわけですよ。それが総務だったんです、あの議論は。それから、その前に何をするかというと、各会派から意見を出していた。各会派が意見を取りまとめて、企画へ出して、企画がそれを受けて修正したりしていた。それを、今回、予算決算委員会ができましたので、今度は分科会に切りかえて、各常任委員会から意見を出すというふうに変えました。何か委員会機能を使ったということですね。今まで会派機能でやっていたものを委員会機能に変えたと、今回初めて。ですから、委員会としての意見として、あれは出した。だから、向こうも委員会ごとに切ったんです、政策を。ぷちぷち3つに切って渡してくれと。そういう調整をした上で今回望んでいますので、そんなような考え方ですね。委員会で計画に関与しました。ただ、それが3年物、5年物、10年物といろいろあるんで、どの計画にしようかと。だから、パブコメをやるような計画ぐらいは、委員会も関与が必要じゃないのかという案は持っていますけど、法必置というのがありますよね、そういうものをやられやんのかとか。だから、相当な数、計画もあるんですよ。また出しましょうか。嫌というほどの数があるので、あれを一つ一つ検証して、これはやろう、これはやらないとなるわけなんで、その辺は委員会でやってもらうほうがいいような気もするんで、ある程度案をつくっては委員会に投げてしまいたいなと。これはまた議論させていただきます。ちょっととまっているんです、審議会派遣の件と計画への関与というものがとまっています。それが監視、評価ですのでね。政策提言である。できたものに文句を言ってもしょうがないので、できる前に我々が政策提言をして、監視、評価という部分をどうやるのかという重要なことです。これは個人の意見ではありませんね、委員会としての意見ですので、そういうまとめができないのかどうか、悩ましいです。私自身も完全に、口ではしゃべれるんですけど、それを体系的にやろうとすると、もうちょっと時間が要るかなと、またそれはできた段階で説明させていただきます。ただ、5月にことしの分は出したということですね。一遍見てもらうと、自分の委員会は何がことし改正かはわかるように、今回からしましたので。一步は前に出ました。

よろしいですか、そんなところで。

服部副部長。

○副部長（服部孝規君） 今の森委員のに関連して、都市計画審議会へ出させてもらって、その中で都市計画道路の見直しというのが議題に上がって、その中で、審議会の委員としていろいろ意見を

言ったと。それはある程度、まだ素案の段階で、行政としての方向を固める段階での話なんで、ある程度、審議会に入って意見を言うと、そういうものが反映をされていく部分があるという部分があるんですわ。

もう1つ思うのは、今、審議会の委員を派遣しないということになったもので、行政の側は、いわゆる審議会で議論をしてもらって、審議会ですらまとまったものを議会に、パブリックコメントをかける前に説明をするという流れになってきて、結局、そうすると、審議会ですらまとまったものを議会に説明はするけれども、じゃあそこで出た意見というのは、いわゆる市民のパブリックコメントと同じ扱いぐらいにしかならないというような問題が出てくる。だから、どれぐらいの位置に議会の意見というのはあるべきなのかということも考える必要があるのかなと思うんですよ。

例えば、審議会をやっている最中に、素案の段階だけでも、議会の意見を聞くのなら、まだそれは審議会に反映をされていくんだらうけれども、審議会が全て議論を終わってまとまった段階で、幾ら議会に早く意見を求められたところで、結局行政側としては、パブリックコメントと同じような扱い、市民が意見を出すのと同じような扱いでしか処理されていかないというような審議会との関係で。だから、どの位置で議会が関与したらいいのかということを考えていく必要があるのかなと。特にその審議会等へ委員を派遣しないということを決めた我々の側として、どの段階で意見を申すというふうな、そういうことを議論して決めていかないと、今のままでいくと、従来どおり審議会をやって、そこで計画物であれば、それで決定をして、パブリックコメントをかける前に議会に報告をするというふうなことにしかならないと。ここをどうするかというのをやらないとあかんのかなと、今、森委員と、それから部会長の話を聞いておいて思ったんですけど、その辺が一つ課題となってくるのかなというふうに思うんですけど。

**○部会長（竹井道男君）** ふっと思いましたけど、これに入れてあったかな、政策・施策関係図は。

これは一番最初の検討部会で議論したときに重要な政策とは何だという議論が相当何カ月かやって、それで、三角ピラミッドで政策、施策、事業と。政策、施策までは議会は手を入れてもいいですよと。事業というのは、あくまでも理事者側の主体であって予算がつきますので、これは手をつけたらあきませんというのを整理をしました。

ここに三角形のピラミッドがありますけど、政策と施策は議論ができる。だから、政策は基本構想ですので、これは予算決算委員会が審査をしていますし、施策についても、基本計画に絡むようなものは議会で議論ができます。施策というのはお金はついていませんので、あくまでも方針だけですから、これに関して、計画と連動するものは議会は手を入れたいと、当時、私は思っていたわけです。ただ、余りにも数が多過ぎて、計画の数も。どこまでが関与するのかという整理がつかないままここに来ていて、でも、ほうったらかしにもできないかなと。なぜかといいますと、議決しないんですよ、計画は。議決する必要がなくできてくるんです、ほとんどのものが。だから、議会の議決に入れてしまえという議論もあるわけですよ。そうすると、今、服部副部会長が言ったように議論できませんけど、議決範囲にほとんど入っていないです、この計画というのは。勝手につくれるわけです。

だから、そこに議会が手を入れて、政策、施策というピラミッドの中に、我々としては議論を関与するぞという思いから、今のテーマが上げてあるんですけど、はて、どうしたものかなという。やっぱり数が多過ぎるんですね。せめて10年超ぐらいのものはやりたいなとか、パブコメをとるものぐらいは重要施策だからやっておきたいねという、せめてそのぐらいが今の線引きかなと。

3年ごとにくるくる変わるようなものは、やっておいても余り効果がないと。だから、その整理も要りますので、とりあえず何かちょっと大きなもののくくりが要るのかなと。その議論をさせていただこうと思います。ちょっと、ずうっとほうたらかして申しわけないんですけど、なかなか整理がつけ切れないうまで。

ただ、この表を見ていただくと、少し整理を亀山市議会はしましたので、予算に係るところは予算決算委員会でやればいい話ですから、事業については手はつけないと。つけないとは、文句は言っていないですよ。案の段階では言っちゃだめということです。でき上がったものに対する議論はいいわけです。できる前にそこまで手を突っ込むと、それは理事者側の裁量権だと、事業を起こすのは。それを起こす政策は手をつけてもいいという、ちょっとわかりづらんですけど、一度これはゆっくり読んでいただくと。読んでもわかりにくいかな。

だから、よその条例では、事業まで書いてあるやつもありますね。政策、施策、事業に説明責任が要ると書いてある条例もあります。

亀山市議会は、事業に対する説明責任は要らないんで、それは予算決算委員会でやればいいわけですから、がんがん。そのために予算審査があるわけですのでね。その機能を使えばいいわけですから、修正もできるわけですね、予算は。だから、ちょっとその辺の議論がわからないと、今の計画論というのが、私らがぐちぐち言っている意味はそういうところから来ているので、この226ページを一度またゆっくり読んでいただくとありがたいなと思います。

ただ、ここの整理がつくと、結構委員会機能としては非常に強いものになります。所管事務調査以外に計画にも関与できると。だから、入り口側で議論できるという大変重要なテーマでもありますので、時間をかけながら、完全に行かなくても、何らかの方向性ぐらいは9月までに整理はしたいなと。次の機会しか間に合いませんので、これはもう。来年の11月からの委員会の中でやっていただければいいですし、少し整理はしておきたいなと。大変なテーマですが、これ、手をつけていますけど、いまだによく、やりたい意味はわかっているんですけど、どうやってやればいいのかというのが、理事者も理解が要りますよね。やりたくないと言われたら終わりですので、理事者側もいいですよという返事をいただかなきゃいけないという非常に重要なことですので、これもまた改めてやらせてもらいます。

よろしいですかね、少し数が多過ぎるので、一遍にしゃべっていてわかりづらいでしょう。一度また読んでいただいて。

不明な点とかありましたら、また渡邊室長のほうに聞いていただければ、ちゃんとわかっていますので、私のところへは聞きづらいでしょうから。室長のほうにまた言っていただければ、室長経由で私のところへも来るでしょうし、窓口は室長のほうで。またわかりづらいところはどんどん聞きに行ってください。また、聞かないと、字ばかり追っておってもわかりにくいところもありますので。

きょうは、議論する予定はございませんでしたので、全体のスケジュールの流れと、特に1番のところの流れと。2、3、4は、またその状況に応じて間へはめ込むものもありますので、またそれについてはご了承いただきたいと思います。特に重要視するのは、このアンケートですね。アンケートと委員会のあり方、この辺が一番重要なテーマになりますので、前半、ちょっとこの辺の議論を。アンケートは4月しか無理なんで、委員会のあり方とか、その辺についても、整えばどんどんやらせていただこうと思います。

よろしいですかね、きょうのところは。お2人は初めてですので、なかなかわかりにくいところもあろうかと思えます。

Bについては、今回初めて出ましたので、多分皆さんしかわからないと思えます。

それから、これも事務局と調整して、次の1月の全協ぐらいに、また議長のほうとも調整させていただきますけど、この資料全体はお渡ししようかと思えます、全ての議員の方には。このメンバーしか持っていなかったんで、全員にお渡しして、こんなことをこしはやるよというふうな、最終年度ですので、他人事じゃなくて、全部で考えないと間に合わないんで、また1月のときに議長と相談させていただいて、推進会議でも開いていただいて、きょうの簡単な説明をさせていただくように、また調整をさせていただきますので、それについてもご了解を願いたいというふうに思えます。

休憩もなしで済みませんでした。

きょうは説明だけでしたので、特にご確認がなければ、この項については一旦締めさせていただきますのでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**○部会長(竹井道男君)** あと、1月は月末ぐらいにさせていただきます。ちょっと私、3週目は視察や何やどっと来ておるもんで、その次の4週目ぐらいで一度調整を。連絡をこの辺ぐらいというところをまた入れさせていただきます。最後の週ぐらいですね。27日の週ぐらいか、そこら辺で開催をさせていただきます。また連絡を、日程の確認だけさせていただきますので、都合の悪い日があったら報告してください。この内容の整理がまだついていないもんですから、全部整理して、次に何をするかというところまでまだやっていないので、それが固まり次第連絡します。

申しわけありませんが、最後の週ぐらいで開催をさせていただきますので、予定がもし早くわかっている方は、事務局のほうにこの日はだめだというふうに連絡をしていただければありがたいと思えます。

よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

**○部会長(竹井道男君)** 済みません、きょうはしゃべりばかりでなかなか皆さんのほうのご発言もできないような内容でしたが、次回からは個別に出させていただきますので、またいろいろな場面でご発言いただくようお願いして、第17回の検討部会をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時24分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 12 月 26 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男